

いただいた意見・提案と県の考え方

令和6年度山梨県食品衛生監視指導計画（案）

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
1	第5 監視指導等 の実施体制	食品衛生を含めた多様な業務が確実に推進されるためにも、保健所の体制の見直しが必要だと考えます。	【その他】 引き続き適正な監視指導が行えるよう体制の確保に努めます。
2	第5 監視指導等 の実施体制	フードチェーンの考え方のもとに食品供給の各段階での監視指導を行うことは重要であり、関係各機関との連携をますます強化すべきと考えます。 「山梨県食の安全・安心推進条例」「山梨県総合計画」等と共に、広く食品の安全確保のために連携と協働を進めることが必要です。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」及び「第5.3 国及び他の自治体との連携」の記載のとおり、引き続き、関係機関と連携を図ります。
3	第5 監視指導等 の実施体制	消費者の食品衛生に関する理解促進のために、「消費者教育推進計画」等の実施と連携することが重要です。県委嘱の「食品表示ウォッチャー」「消費生活協力員」等の積極的な活用も、消費者自身の参加による食の安全確保の取り組みに必要なことと考えます。	【記載済み】 「第5.2 関係部局との連携」の記載のとおり、引き続き、消費者教育推進計画及び食品表示ウォッチャーや消費生活協力員を所管する県民生活安全課と連携します。
4	第5 監視指導等 の実施体制	BSE 検査については、国内外の情報収集をしっかりと行い、必要な検査と積極的な公表が必要です。	【記載済み】 「第5.1 各食品衛生関係機関の役割」の食肉衛生検査所が行う「TSE スクリーニング検査」の一つとして BSE 検査を実施しており、結果を県ホームページに公表しております。 なお、平成29年度より健康牛に係る BSE 検査は廃止となっております。
5	第5 監視指導等 の実施体制	甲府市の状況を常に把握し、緊密な連携を進めてください。	【記載済み】 「第5.3 国及び他の自治体との連携」の記載のとおり、緊密な連携を引き続き行います。

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
6	第5 監視指導等 の実施体制	「食品表示に関する相談窓口」の記載がありませんが、窓口の案内はどのようなになったのでしょうか。	【その他】 相談窓口の一覧表は削除しましたが、やまなし食の安全・安心ポータルサイトについて記載し、県民への周知を図ります。
7	第6 重点的に監視指導する 事項	最近では移動販売車での食品提供（キッチンカー）を日常的に見かけます。数が増加していると思われるので、対応が求められます。	【記載追加】 「第6.1(6) その他の食中毒を防止するための対策」へ記載しました。
8	第7 重点的に監視指導する 内容	HACCP に沿った衛生管理の導入に関して効果的な運用のための支援を確実に進めてください。	【記載済み】 「第7.1(9) HACCP に沿った衛生管理」及び「第12.1 管理運営要領の作成及びHACCP に沿った衛生管理の推進」の記載のとおり、HACCP の効果的な運用により衛生管理の底上げがされるよう監視指導します。
9	第7 重点的に監視指導する 内容	過去の自主回収の多くが商品表示の誤りを原因としたものだったということですから、さらなる周知と指導を進めてください。	【記載済み】 「第7.1(4) 表示」の記載のとおり、適正な表示がされるよう監視指導を実施します。
10	第9 検査に関する 事項	輸入食品の検査体制の充実強化を強く求めます。	【記載済み】 「第9 検査に関する事項」の記載のとおり、引き続き、輸入食品の検査を実施するとともに、輸入検疫を担当する厚生労働省と連携し、輸入食品の安全確保を図ります。
11	第9 検査に関する 事項	予定検査数は、前年より減少しています。 HACCP の運用が確実にされていることが前提です。そのための監視指導は欠かせません。	【記載済み】 「第6 重点的に監視指導する事項」として掲げているとおり、HACCP に沿った衛生管理が適切に行われていることを確認します。

No.	項目	意見の内容（概要）	県の考え方
12	第13 情報提供及び意見交換の実施	<p>計画の策定にあたって、わかりやすい意見募集の周知を求めます。県民意見提出制度実施要領では、「実施の予告に努める」とありますので、合わせて改善を求めます。</p> <p>意見募集開始は以前に比べ半月以上遅く、募集期間もそれまでの半分程度の日数になりました。県民等が意見を提出するために必要と判断する期間を考慮して、次年度からの改善を求めます。</p>	<p>【その他】</p> <p>この意見募集は、山梨県民意見提出制度実施要綱に準じて実施しています。</p> <p>今後も、要綱に準じた適正な意見募集を行うとともに、県ホームページ等を活用しながら広く御意見を伺うよう努めます。</p>
13	第14 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	<p>HACCP を用いた衛生管理手法の導入にあたり、指導監視を行う職員の育成と増員が求められます。また、事業者側にも HACCP を管理できる人材を養成する必要がある、その支援にも力を入れるべきです。</p>	<p>【記載済み】</p> <p>「第14 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」の記載のとおり、引き続き、監視員の研修会を実施し、資質向上を図ります。</p> <p>事業者には、講習会や監視の機会などを通じて、人材養成を支援します。</p>